

自然科学研究機構分子科学研究所運営会議共同利用研究部会規則

令和5年4月1日
分研規則第1号

(目的)

第1条 この規則は、大学共同利用機関法人自然科学研究機構運営会議規程（平成16年自機規程第17号）第8条第3項の規定に基づき、共同利用研究に関する事項の調査審議を分担するために設置された共同利用研究部会（以下「部会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 部会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

一 運営会議議長が指名する運営会議委員6名以内

二 運営会議の議を経て分子科学研究所長が委嘱する運営会議委員以外の者6名以内

2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第3条 部会に部会長を置く。

2 部会長は、運営会議議長が指名する。

3 部会長は、会議を招集し、その議長となる。

(会議)

第4条 部会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(小委員会)

第5条 部会の調査を円滑にするため、小委員会を置く。

2 小委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

一 部会委員の内、分子科学研究所の委員

二 部会長が指名する分子科学研究所の職員

3 小委員会の委員長は、部会長をもって充てる。

(委員以外の者の出席)

第6条 部会長は、必要に応じて、委員以外の者を部会及び小委員会に出席させ、意見を聴取することができる。

(庶務)

第7条 部会の庶務は、岡崎統合事務センター国際研究協力課において処理する。

附 則

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

2 この規則の施行をもって、自然科学研究機構分子科学研究所共同研究専門委員会規則（平成16年分研規則第18号）は廃止する。

3 この規則施行の後最初の任命に係る委員の任期は、第2条第2項の規定にかかわらず、令和6年3月31日までとする。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。